

(令和7年度課税分以前)ふるさと納税の寄附金上限額の求め方

ふるさと納税で支出した寄附金のうち、住民税から控除される額の上限は次の計算から求めることができます。

上限額の計算式

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021) = \text{住民税所得割額(調整控除後)} \times 20\%$$

税額決定通知書等を確認しながら、次の方法で上限額を求めます。

※住民税は前年中の収入状況等によって課税されますので、税額決定通知書から翌年度の上限額を計算する場合、上限額はあくまでも目安となります。

(準備するもの)

- 住民税の税額決定通知書又は納税通知書
- 確定申告書又は給与・年金の源泉徴収票

(計算の手順)

① 住民税額(年税額) 円 (寄附金税額控除がある場合は、住民税額 + 寄附金税額控除)

$$\text{住民税所得割} = \text{住民税額(年税額)} - \text{均等割(6,000円)} = \text{ 円} \dots A$$

※住民税額(年税額)は税額決定通知書又は所得課税証明書をご確認ください。

② 住民税特例控除額の上限を確認します。(住民税所得割額の20%が限度)

$$\text{住民税所得割額(①で求めた A)} \times 20\% = \text{ 円} \dots B$$

③ 住民税課税総所得金額から寄附金の内住民税特例控除額となる割合(90% - 所得税の税率 × 1.021)を求めます。

$$\text{総所得(総合課税)} \text{ 円} - \text{人的控除差調整額(表2)} \text{ 円} = \text{ 円} \dots C$$

→ Cの金額(千円未満切り捨て)を表1に当てはめてください。

※所得及び所得控除は確定申告書の控え又は給与・年金の源泉徴収票をご確認ください。

表1

課税総所得金額 - 人的控除差調整額 (C)	寄附金の内住民税特例控除額となる割合 (D)
~1,949,000 円	84.895%
1,950,000 円 ~ 3,299,000 円	79.790%
3,300,000 円 ~ 6,949,000 円	69.580%
6,950,000 円 ~ 8,999,000 円	66.571%
9,000,000 円 ~ 17,999,000 円	56.307%
18,000,000 円 ~ 39,999,000 円	49.160%
40,000,000 円 ~	44.055%

表 2

区分		金額
障 害 者 控 除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡 婦 控 除	一般	1万円
ひ と り 親 控 除	母	5万円
	父	1万円
勤労学生控除		1万円
配 偶 者 控 除	一般	5万円
	老人	10万円
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超50万円未満	5万円
	50万円以上55万円未満	3万円
扶 養 控 除	一般控除対象	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親	13万円
基礎控除		5万円

④ 住民税特例控除額から寄附金の上限額を計算します。

$$\text{寄附金の上限額} = \text{②で求めた B} \boxed{} \text{円} \div \text{D} \boxed{} \% + 2,000 \text{円} = \boxed{} \text{円}$$

寄附金の額が所得税の寄附金控除上限(総所得等の40%)以内であること及び住民税の寄附金基本控除上限(総所得等の30%)以内であることをご確認ください。特に住宅借入金等特別控除を受けている場合、またはこれから受ける場合は、上限額を超える可能性がありますのでご注意ください。